

レジデンストラック・ビジネストラック での入国者の受入企業・団体の皆様へ

- 現在、検疫において確認等に時間を要し、皆様にご迷惑をおかけしています。
- 円滑な検疫の実施のため、入国者ご本人に以下の事項をしっかりとご理解いただくよう、お願いいたします。

□ レジデンストラック、ビジネストラックによる入国である旨の申告が必要であること

- **質問票の確認時、誓約書等の紙媒体での提示**により、レジデンストラック、ビジネストラックによる入国者である旨を申告していただく必要があります。
- 申告なく検疫を通過された場合、入国審査において差し戻されることとなります。

□ 検疫時に書類を提出する必要があること

- 質問票（QRコード）、誓約書等の書類（紙媒体）を提出していただきます。**誓約書の電子媒体の提示は無効です。**
- 素早く提出できるよう、あらかじめ必要事項の記入等を行った上で手荷物に入れておくなど、事前に準備をしてください。

□ 日本国内の連絡先(電話番号)を検疫時に申告する必要があること

- 保健所などからの連絡（健康フォローアップ）に必要です。
- 受入企業・団体側でご用意する場合も、入国者ご本人から申告していただく必要があります。

- 誓約に反する場合は、企業・団体名公表、レジデンストラック、ビジネストラックの利用禁止などの対象となります。
- 円滑な検疫の実施にご理解、ご協力をお願いいたします。

